会 議 録

会議名称	令和4年度 目黒区特別職報酬等審議会(第1回)
日時	令和4年10月31日(月)午後1時~午後1時40分
会 場	目黒区総合庁舎4階 特別会議室
出席者	(委員) 吉岡会長、荘島会長職務代理者、今井委員、岡田委員、小川委員、 郡委員、松﨑委員、松本委員、依田委員 (区側) 区長、副区長、総務部長、総務課長、人事課長、事務局
傍 聴 者	なし
配付資料	目黒区特別職報酬等審議会(第1回)次第、委員名簿、諮問文(写) 目黒区特別職報酬等審議会資料 1~3
会議次第	 ・ 委嘱状伝達 ・ 区長あいさつ ・ 審議会の進め方について ・ 委員のご紹介 ・ 区側出席職員の紹介 ・ 会長互選 ○審議会 1 会長ごあいさつ 2 会長職務代理者の指名 3 会長職務代理者ごあいさつ 4 諮問 (区長・副区長退席) 5 傍聴・資料等の取扱い説明 6 資料の内容説明 7 資料等に関する質疑応答 8 今後の進め方 9 閉会
内容及び	1 会長があいさつした。
主な発言	2 会長が職務代理者に連合目黒地区協議会の荘島委員を指名した。3 会長職務代理者があいさつした。
	4 区長から諮問を受けた。

(区長・副区長退席)

- 5 傍聴・資料等について、次のように取り扱うこととした。
 - 審議会は原則公開とし、審議会進行に支障がない限り傍聴を承認すること。
 - ・ 傍聴者に会議資料を配付すること。
 - 会議録は要点筆記とし、ホームページで公開すること。
- 6 事務局から、配付資料(勧告の概要等)について内容説明を行った。
- 7 質疑及び主な発言(「・」委員の発言、「→」区側の発言)
 - 委員

職員の給与詳細は資料にあるか?

- → 職員の給与は号給等により、細かく設定されているため、今回配付してい る資料には記載していない。
- 会長

若年層向けの給与改定とはどのような改定になるか?

- → 人事委員会勧告では、公務現場への人材確保の観点から若年層への賃金を 手厚くする改定となっている。国や都でも同様の改定となっており、民間企 業における人材確保の流れを汲んだ改定となっている。
- 委員

目黒区における若年層の離職率はどのようになっているか?

→ 離職率という形で数値は出していないが、ここ数年の流れとして、入区 5 年以内で退職するケースが増えてきている。

収入を求めての退職や地元に戻って就職する等、退職する理由は様々である。

委員

特別区における特別職の報酬はほとんど横並びのように見えるが、何か基準等があるのか?

- → 報酬の決め方については、各区において審議会等を開催し決定しているため、基準があるわけではないが、各区とも他区の動向を見ながら、報酬を決めていることが想定される。
- 委員

区議会議長と区議会議員の報酬に500万円ほどの差があるがこの差が職責による報酬の差と考えてよいか?

- → その通りである。
- 会長

審議会の審議内容とそのポイント、今後のスケジュールなどについて確認し

たい。

→ 今月11日、特別区人事委員会から一般職員の給与に対する報告及び勧告 が出された。その内容を踏まえ、区議会議員並びに区長等の給料額等の改定 について、その是非を含めて審議いただきたい。

仮に今回改定すべきであるという答申をいただき、条例改正を行うことと なった場合、職員団体との妥結状況を考慮した上で、11月の第4回定例会 に条例案を提案する予定となる。

これに向け、11月7日及び11月21日開催予定の第2回及び第3回特別職報酬等審議会において、答申案を審議いただく予定である。

委員

これまで報酬引き上げ時は職員給与の平均引き上げ率を基準にしてきたとのことだが、改めてこれまでの区長等の報酬改定の経過を教えてほしい。

- → 今回の改定においては、職員の中でも年齢層によって引き上げ率に格差がある。これまでも号給によって改定率が異なる場合は、その勧告における全体としての改定率を基準にして区長等の報酬を改定してきている。
- 会長

期末手当については年齢層による格差はないか?

- → 常勤職員については、期末手当における年齢層による格差はない。なお、 特別職と一般職員の間で期末手当の支給月数に差があるが、従来より、改定 月数については同じ月数で改定している。
- 8 会長から、今後の進め方について説明があった。
 - 会長

本日の説明や審議状況を踏まえて、論点整理と答申案の検討を行いたいと思うがいかがか。

(委員から「異議なし」の声)

会長

第2回の審議会は11月7日(月)午前10時から、この会場で開催する。

9 会長から閉会の宣言があった。